

平成十六年二月

国際原子力機関憲章第十四条の改正の説明書

外務省

目次

ページ

一	概説	一
1	改正の成立経緯	一
2	改正の受諾の意義	一
3	改正の受諾により我が国が負つこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	改正の内容	一
三	改正の効力発生	一
四	改正の実施のための国内措置	一
(参 考)		三

一 概説

1 改正の成立経緯

(1) 国際原子力機関（以下「機関」という。）は、全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し及び増大させること並びに機関を通じて提供された援助が軍事的目的を助長する方法で利用されないことを確保することを目的とし、昭和三十一年（千九百五十六年）十月に国際連合本部で作成された国際原子力機関憲章（以下「憲章」という。）に基づき昭和三十二年（千九百五十七年）七月に設立された。機関の加盟国は、本年二月九日現在、百三十七箇国である。

(2) 平成十一年（千九百九十九年）一月の計画予算委員会以降、事業計画の作成に係る費用の削減、予算の一層柔軟な運用及び他の国際連合機関の予算制度との調和を図るため、年次予算見積りに代わり、二年ごとの予算見積りとすることが協議され、同年十月、この改正を承認する理事会の決議案が国際原子力機関の第四十三回総会において採択された。

2 改正の受諾の意義

この改正は、機関の費用の予算見積りを二年ごとのものとするを目的とするものである。我が国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、機関の一層効果的かつ効率的な事業の運営を通じて原子力の平和的利用を促進し及び確保するとの見地から有意義であると認められる。

3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正の受諾により新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、これまで原子力の平和的利用の促進及び確保に積極的に取り組んできている。この改正は、機関の費用の予算見積りを二年ごとのものとするを目的とし、効果的かつ効率的な事業の運営に資することとなる。原子力の平和的利用を促進しかつ確保するための国際的な取組に一層貢献していくとの見地から、我が国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することが望ましい。

二 改正の内容

憲章第十四条Aに定める予算見積りを、現行の年次予算見積りから、二年ごとの予算見積りとする。

三 改正の効力発生

この改正は、憲章第十四条Aの規定により、総会が出席しかつ投票する加盟国の三分の二の多数決により承認し、かつ、全加盟国の三分の二がそれぞれ自国の憲法上の手続に従って受諾した場合に、すべての加盟国につき効力を生ずる。

四 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成十一年十月一日 ウィーンにおいて採択
- 2 効力発生 平成十六年二月九日現在 未発効(総会が出席しかつ投票する加盟国の三分の二の多数決により承認し、かつ、全加盟国の三分の二がそれぞれ自国の憲法上の手続に従って受諾した場合に、すべての加盟国につき効力を生ずる。)
- 3 受諾国 平成十六年二月九日現在 三十三箇国
アルジェリア、アルゼンチン、ベラルーシ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イラン、アイルランド、イタリア、大韓民国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、モナコ、ミャンマー、オランダ、パキスタン、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、バチカン